

株式會社本城鐵工所之建議(三報)

拾一日迄の要求條件提出

(一) 現在賃金の四割増

(二) 常備者には三時間分を割増

(三) 残業の歩合制度を改正すること

(四) 四時から八時迄は二時間対して三割増 午後八時より

十二時迄は二時間対して倍額 十二時から七時迄は夜催額

(五) 職首者には解雇手当富百八十日分支給

(六) 退職及職首者には勤続手当富を支給

すること

(一) 一ヶ月未満は一ヶ月に五日分

(二) 一ヶ月以上一ヶ月未満は三ヶ月を加算す